

お気軽に
ご相談
ください

民生委員・児童委員、主任児童委員

「民生委員・児童委員の日」活動強化週間

5月12日～5月18日

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。民生委員・児童委員は、日常生活で困ったことや、心配ごとなどの相談に応じ、行政や関係機関との調整役を果たすなど地域の頼れる存在です。この制度をより多くの方に知ってもらうために民生委員・児童委員の制度や活動内容について紹介します。

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、民生委員法によって定められ、厚生労働大臣に委嘱された非常勤特別職の地方公務員です。児童福祉法に基づき「児童委員」を兼ねて活動しています。市内では、3地区の民生委員・児童委員協議会に分かれ、現在114人の委員が活動しています。

民生委員・児童委員の役割と活動内容

民生委員・児童委員の本質は、信頼関係を基礎に成立する、地域福祉を担う「行政委嘱ボランティア」と呼ばれるものです。

民生委員・児童委員は、問題解決の専門家ではありません。



▲研修会のような様子

が、地域の皆さんと同じ立場で相談を受け、問題解決に向けて適切な機関へとつなぐ重要な地域のパイプ役として働いています。安心・安全に生活できる地域を目指し、近年増加している一人暮らし高齢者の見守りや児童への声掛けなど、地域住民に根ざした活動をしています。

相談したいとき

生活上の困り事や不安に思っている事をぜひ民生委員に相談してください。民生委員は守秘義務が法律によって定められているため、相談内容や秘密が他に漏れることはありません。また、担当する民生委員は、相談者の住所により変わりますので、社会福祉課へお問い合わせください。



▲市民とのふれあいの様子(市民まつり)

身近な民生委員へご相談を!

八潮市潮止地区民生委員・児童委員協議会
会長 金杉 光子さん



●民生委員になったきっかけを教えてください。

17年前に子育てが一段落したころ、自治会より依頼されました。自分で大丈夫なのだろうかと不安を抱きながらも引き受けたことがきっかけです。最初は委員活動に戸惑うことばかりでしたが、先輩民生委員に助けられながら、行政などの関係機関と連携して活動してまいりました。現在は委員活動にも慣れ、毎日充実した日々を送っております。

●どのような活動をされていますか。

一人暮らし高齢者宅を定期的に訪問し、相談相手になるなどの見守り活動を積極的に行っていきます。また、中学校の学校行事、自治会行事や地域の防災訓練、敬老会に参加していくことで、皆さんに顔を覚えていただき、民生委

員に相談しやすい環境づくりに努めています。私自身が地域の皆さんとのふれあいを楽しみながら委員活動をしています。

●民生委員活動をするうえで心掛けていることはありますか。

5歳の孫とスーパーへ買い物に行ったとき、電動車椅子に乗った方がいました。その方が、下段の商品を取ろうと体を折り曲げた時、孫がその方に駆け寄り、「大丈夫?」と声掛けをしました。その方は孫に笑みを浮かべてうなずいてくれました。困った人を見かけたら、一言声をかけること。民生委員活動をする上で大切なことを孫から教わりました。

●市民の皆さんにメッセージをお願いします。

貧困世帯の増加、子どもや高齢者、障がい者への虐待などの社会問題が深刻化しています。私たち民生委員の活動は個々の努力だけでは難しく1つの組織として協力しながら活動をしていくことが重要となってきています。民生委員だけではなく、専門職や関係機関と関わりながら一緒に歩んでいきたいと思えます。

生涯学習学校開放講座 前期(5~7月)の受講者を募集

- ①初心者のためのパソコン講座
 - 日5月23日～7月4日(毎週木曜日・全7回) 午後6時～8時
 - 場大曾根小学校
 - 内電源の入れ方から、文章・年賀状作りまで
 - 定10人(申し込み多数の場合、抽選)
 - 費無料
 - ②はじめての漢詩
 - 日5月25日～7月20日(6月15日を除く毎週土曜日・全8回) 午前9時～11時
 - 場大原中学校
 - 内「漢詩」「唐詩選」を学ぶ
 - 定20人(申し込み多数の場合、抽選)
 - 費866円
- 共通—
- 対市内在住、在勤、在学の方
 - 持上履き、筆記用具
 - 用①は5月20日②は5月22日までに(消印有効)、電話、往復はがき、電子メールまたは電子申請で社会教育課(☎392、メールアドレス shakaikyoiku@city.yashio.lg.jp)へ
 - ▼往復はがきの場合は、往信表面に宛先、往信裏面に希望講座名、氏名(ふりがな)、住所、電話番号、返信表面に、応募者の住所・氏名を記入(返信裏面は白紙)▼電子メールの場合は、件名に「生涯学習学校開放講座」と入力し、本文に希望講座名、氏名(ふりがな)、住所、電話番号を入力▼電子申請の場合は、市ホームページ「電子申請の利用の流れ」を必ず確認しお申し込みください。
 - ※申し込み締め切り後でも受講できる場合がありますので、お問い合わせください。
 - ※講師の都合により日程、講座内容などが変更になる場合があります。

「八潮市工業振興基金」を活用した支援制度

工業の振興に向け、基金を活用した支援制度をご活用ください。

下記の要件すべてに該当する方

- ・市内において、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業の方
- ・申込日現在、市税の滞納がない方
- ・他の制度による助成を受けていない方
- ・令和2年2月29日までに研究事業の完了、認証取得、新製品の開発、機械装置などの購入または修繕が見込まれる方

●対象事業

- ・産学官共同研究事業：市内の中小企業が新製品開発などのため、大学などと共同研究
- ・国際規格等認証取得事業：市内の中小企業が I S O 9001・14001 およびエコアクション21の認証を新規取得
- ・工業新製品開発事業：市内の中小企業が行う一定の工業新製品開発
- ・経営革新計画承認企業等が行う機械装置などの購入・修繕事業：機械装置、工具器具の購入または修繕費

●補助額

- ・産学官共同研究事業、I S O 認証取得事業、工業新製品開発事業 経費のうち、2分の1に相当する額(100円未満切り捨て、限度額30万円)
- ・エコアクション21認証取得事業、経営革新計画承認企業等が行う機械装置などの購入・修繕事業 経費のうち、2分の1に相当する額(100円未満切り捨て、限度額10万円)

用5月13日から6月28日までに、商工観光課(☎479)へ

※予算枠に達し次第締め切り